

## 社団法人 日本馬事協会種雄馬管理規程

昭和 50 年 7 月 1 日 設定  
昭和 54 年 9 月 26 日 改正  
昭和 60 年 6 月 7 日 改正  
平成 5 年 4 月 1 日 改正  
平成 14 年 3 月 18 日 改正  
平成 17 年 11 月 1 日 改正  
平成 19 年 7 月 1 日 改正

### (総則)

第 1 条 社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、馬産地に配置される協会有種雄馬（以下「会有馬」という。）並びに独立行政法人家畜改良センター有種雄馬及びその他の団体有種雄馬（以下「センター等有馬」という。）の管理については本規程による。

### (目的)

第 2 条 協会は馬の改良並びに馬産の増進を図るため、会有馬及びセンター等有馬（以下「種雄馬」という。）を全国主要馬産地に配置する。

### (配置)

第 3 条 配置を受けることのできるものは、協会の会員又は会長が特に適当と認めたもの（以下「会員等」という。）とする。

### (配置等の申請)

第 4 条 会員等は、種雄馬の配置及び配置転換を希望する場合は、配置及び配置転換を希望する年度の前年 10 月 31 日までに協会（北海道の会員等にあつては、「北海道事務所」。以下同じ。）に様式第 1 号による申請書を提出しなければならない。

### (配置の決定)

第 5 条 協会は、申請内容と実馬審査の上種雄馬の効率的かつ適正な配置を行う。なお、必要に応じ種雄馬配置委員会（以下「委員会」という。）を開催し、その意見を参考とし配置を決定するものとする。

2 委員会は、協会役職員（支部職員を含む。）、関係道県職員及び学識経験者若干名をもって構成する。

第 6 条 協会は、前条により配置する種雄馬（以下「配置種雄馬」という。）が決定したときは、精液検査証明書を添え、種雄馬名、品種、毛色、特徴、生年月日、血統、配置期間、引渡し日時、場所、管理担当者等を会員等に通知する。

### (供託金)

第 7 条 会員等は、第 6 条により会有馬にかかる「配置種雄馬」が決定したときは当該種雄馬の購入価格の 1 割に相当する額を協会に「種雄馬供託金」として納付しなければならない

らない。

(引渡し)

第8条 会員等は、第6条の通知に従い配置種雄馬を引取り、引取り後5日以内に協会に様式第2号による保管証を提出しなければならない。

(家畜共済の加入)

第8条の2 会員等は、前条により配置種雄馬を引取る際には、当該馬の輸送保険に加入し、飼養地へ到着後は、すみやかに当該種雄馬の加入し得る最高金額の家畜共済に加入しなければならない。

(共済加入の報告)

第8条の3 会員等は、配置種雄馬の家畜共済に加入し又は更新したときは、協会に様式第3号による報告書を提出しなければならない。

(共済金の報告)

第8条の4 会員等は、配置種雄馬のへい死、廃用事故による共済金の支払を受けたときは、協会に様式第4号による報告書をすみやかに提出しなければならない。

(配置期間)

第9条 センター等有馬の配置期間は、4年以内とする。ただし、継続して配置する場合は、期間を延長することができる。

2 前項の期間延長をする場合は、期間満了の3ヶ月前までに協会に様式第5号による申請書を提出しなければならない。

第9条の2 会有馬の配置期間は、6年とする。ただし、配置期間内に近交の回避等の理由により配置換えを希望する場合は、協会に配置換えの申請をすることができる。この場合の配置期間は、当該馬の配置期間の残期間とする。

2 前項の配置換えをする場合は、協会に様式第6号による申請書を提出しなければならない。

3 前2項による配置換え後は、配置換えを受けた会員等に本規程を適用する。

(会有馬配置期間終了後の措置)

第10条 協会は、会有馬にあつては配置期間終了後にその時点で現に配置を受けている者に当該配置種雄馬を譲渡する。この場合、配置決定時に納付された供託金は返還しない。会有馬が配置期間中に廃斃死したときも同様とする。

(繁殖)

第11条 会員等は、飼養管理に必要な細則を定めるとともに、配置種雄馬ごとに管理担当者を選定し、善良なる注意をもって管理し、種付け及び家畜人工授精用精液の採取（以下「種付け」という。）の用に供しなければならない。

2 会員等は、管理担当者を変更しようとするときは、あらかじめ文書をもって協会と協議しなければならない。

(凍結精液採取の便宜供与)

第11条の2 会員等は、わが国の馬の改良増殖に供するため、協会から配置種雄馬の凍結精液製造のために精液採取の申し入れがあった場合には、会員等の業務遂行に支障のない範囲で当該馬を精液採取に提供するとともに、そのための便宜供与をしなければならない。

(供用計画の報告)

第12条 会員等は、配置種雄馬について毎年1月15日までに、協会に様式第7号による供用計画書を提出しなければならない。

(種付台帳)

第13条 会員等は、家畜改良増殖法に基づく様式第8号による種付台帳を備え付け、種付けに関する事項を記載しなければならない。

2 会員等は、種付(人工授精を含む。以下同じ。)した雌馬の飼養者から請求のあったときは、その事実を確認し、種付証明書を発行しなければならない。

3 会員等は、毎年10月31日までに、協会に第1項の種付台帳の写し並びに様式第9号による種雄馬の繁殖成績報告書を提出しなければならない。

(種付料)

第14条 種付料の額は、原則として毎年配置種雄馬ごとに協会と会員等が協議するものとする。

(種畜検査)

第15条 会員等は、家畜改良増殖法による種畜検査に当っては所定の場所に引付け種畜検査委員の検査を受けなければならない。

(経費)

第16条 会員等は、配置種雄馬の引取り、飼養管理、疾病の治療、健康検査、引上げ等に要する一切の経費を負担しなければならない。

(事故報告)

第17条 会員等は、配置種雄馬について疾病、傷害、盗難、失そう、へい死その他重大な事故が発生した場合には直ちに適切な処置を講じるとともに、すみやかにその内容を協会に通報の上、協会に、次の書類を添えた様式第10号による報告書を提出しなければならない。

① 疾病、傷害又はへい死の場合は、獣医師の診断書又は検案書

② 重大な事故及びへい死の場合は、現状の分かる写真

(損害の賠償)

第18条 会員等は、故意又は重大な過失により配置種雄馬に損害を与えた場合は、協会に対しその損害を賠償しなければならない。

(損害の弁償)

第18条の2 会員等は、協会有配置種雄馬に疾病、傷害、盗難、失そう、へい死、その

他廃斃事故があったときは、前条に該当する場合を除き、協会に対し別表に規定する損害弁償額を弁償しなければならない。

ただし、特別の事情があると会長が認めるときは、弁償額の全部又は一部を免除することがある。

(事故馬の廃用処分)

第19条 配置種雄馬をやむを得ぬ事故により廃用するときは、協会は、あらかじめ関係機関の承認を得るものとする。

第19条の2 会員等は、配置種雄馬がやむを得ぬ事故等により廃用することが適切と判断したときは、あらかじめ協会に連絡の上、協会に別紙様式第11号による種雄馬払受申請書に関係書類を添えて申請しなければならない。

(用途変更処分)

第20条 配置種雄馬をやむを得ぬ事故等により用途変更するときは、協会は、あらかじめ関係機関の承認を得るものとする。

2 会員等は、配置種雄馬がやむを得ぬ事故等により用途変更することが適切と判断したときは、あらかじめ協会に連絡の上、協会に種雄馬有償譲受申請書に関係書類を添えて申請しなければならない。

3 協会は、会員等から用途変更の連絡を受けたときは、当該馬の再活用のため新たな配置先の確保に努めるものとする。

4 協会は、新たな配置先の確保が困難と判断したときに限り、第2項の申請を受理するものとする。

(引上げ)

第21条 協会は、配置種雄馬について各号の一に該当する場合は、その種雄馬を引上げるものとする。

この場合、会員等は、これによって生じた損害の賠償を協会に請求することは出来ない。

① 飼養管理が不良であると認められた場合

② 種付頭数が著しく少なく、次年度以降も増加する見込みのない場合

③ 配置目的に反し、他の目的に使用した場合

④ 配置目的を果たし、新たな配置先に配置することが適切と判断される場合

2 協会は、前項の規定により引上げする場合には、あらかじめ日時、場所等必要な事項を通知するものとし、会員等は、これに従わなければならない。

(指示)

第22条 協会は、飼養管理、その他必要な事項を指示するものとし、会員等はこれに従わなければならない。

(支部の任務)

第23条 支部は、管内の種雄馬の配置管理につき実情を把握し、その適正化を図らなければならない。

- 2 協会は、この規定による処置をとる場合は、あらかじめ支部（北海道事務所を含む。以下同じ。）と協議するものとする。
- 3 会員等と協会との往復文書は全て支部を経由するものとする。

付 則

- 1 この規程は、昭和 50 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 日本馬事協会種雄馬配置規程（昭和 40 年 6 月 29 日設定）および種雄馬の管理委託規程（昭和 48 年 4 月 1 日設定）は廃止する。
- 3 種雄馬の配置管理に関してこの規程に定める事項のほか、借受けた国有貸付種雄馬については家畜等の無償貸付および譲与等に関する省令（昭和 25 年 4 月 26 日 農林省令第 43 号）の規制に、地方競馬全国協会の補助により取得した種雄馬については地方競馬全国協会の規制に、それぞれ従うものとする。

付 則

この規程の改正は、昭和 54 年 10 月 1 日から実施する。

付 則

この規程の改正は、昭和 61 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この規程の改正は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この規程の改正は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この規程の改正は、平成 17 年 11 月 1 日から実施し、平成 17 年度の新規貸付馬から対象とする。

付 則

この規程の改正は、平成 19 年 7 月 1 日から実施する。

別 表

協会有種雄馬（寄贈を含む）の廃斃事故等の場合の損害弁償額

廃斃事故等の時期	損 害 弁 償 額
<p>購買地から飼養地までの 輸送期間中</p>	<p>（支払いを受けた当該馬の輸送保険金－輸送保険 掛金）×80／100 相当額</p>
<p>配置期間最終年度（配置 後6年度）まで</p>	<p>支払いを受けた当該馬の死亡廃用による 共済金×80／100</p> <p>ただし、当該馬が死亡廃用する日から遡って1ヶ月 の期間中の疾病にかかる診療・治療費及び死亡診断書 等共済金の支給申請に伴う各種証明の発行に要する 経費については上記金額から減額することができる。</p>

様式第1号

平成 年種雄馬配置申請書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟

種雄馬管理規程第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 新規配置希望

区 分	品 種 別 配 置 希 望 頭 数			管 理 担 当 予 定 者 住 所 氏 名	摘 要
センター等有					
協 会 有					
計					

2. 配置転換希望

- (1) 転出、転入別に馬名、年令、所属（センター等有、協会有の別）を記入すること。
- (2) 転入希望の際は、その馬の現在配置先名
- (3) 希望並びに説明事項は、摘要欄に記入し、特に多い時は、別記すること。

様式第2号

種 雄 馬 保 管 証

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟

下記の種雄馬の配置を受けたので、種雄馬管理規程第8条の規定により保管証を提出します。

記

セウケ等有・協会有の別	
配 置 番 号	
馬 名	
品 種	
毛 色	
生 年 月 日	
産 地	
特 徴	
評 価 額	
配 置 期 間	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
飼 養 管 理 者 住 所 氏 名	

様式第3号

## 種雄馬家畜共済加入報告書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊤

下記の種雄馬について、家畜共済に加入（更新）したので、種雄馬管理規程第8条の3の規定により報告します。

### 記

#### 1 受領共済金

配置 番号 馬名	共 済 組合名	種雄馬 一般馬 の 別	共 済 金 額	共 済 掛金額	共 済 加 入 期 間	加 入 更 新 年月日	加入者 住 所 氏 名

様式第4号

## 種雄馬家畜共済金受領報告書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟

下記の種雄馬について、死亡廃用事故による家畜共済金の支払いを受けたので種雄馬管理規程第8条の4の規定により報告します。

### 記

#### 1 受領共済金

配置 番号 馬名	共 済 組合名	共 済 金 額	残 存 価 格	補償金	支払を 受けた 共済金	受 領 年月日	受領者 住 所 氏 名

#### 2 死亡廃用に伴って要した経費

区 分	金 額	内 訳
1 死亡廃用前1ヶ月間の 診療・治療費		
2 共済金支給申請に要した 各種証明経費		
3 合 計		

様式第5号

### センター等有馬配置期間延長申請書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

申請者

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟

下記の種雄馬について、配置期間の延長を受けたいので、種雄馬管理規程第9条第2項の規定により申請します。

記

配 置 番 号	馬 名	品 種	配 置 期 間	延 長 希 望 期 間
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
			自平成 年 月 日 至平成 年 月 日	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日

様式第6号

会 有 馬 配 置 換 申 請 書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会 会長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

印

下記の種雄馬について配置換えをしたいので、種雄馬管理規程第9条の2第2項の規定により申請します。

記

配 置 番 号	馬 名	品 種	配 置 換 先 名 称	配 置 換 期 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日
				平成 年 月 日

様式第7号

平成 年 種雄馬供用計画書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟

種雄馬管理規程第12条の規定に基づき供用計画を下記のとおり提出します。

記

配 置 番 号	供 用 地 域 (市町村単位)	交 配 見 込 数	供 用 地 域 の 雌 馬 数	種 付 料	摘 要

様式第8号

種 付 台 帳				
(種 畜 種 雄 馬	種 畜 証 明 書 番 号			
	名 前			
	家 畜 登 録	家 畜 登 録 機 関 名		
		登 録 番 号		
	種 類 及 び 品 種			
	生 年 月 日			
	血 統	父		
		母		
	種畜飼養者			
	住 所			
氏名又は名称				

備 考

種付台帳は、種雄馬ごとに別冊としてつづること。

様式第8号の2

(自然種付けに関する事項)

種 付 し た 雌	番 号					
	馬 名					
	家畜登録機関名 及び登録番号					
	種類及び品種					
	毛色及び特徴					
	生 年 月 日					
	血 統	父				
		母				
	飼養者の住所 及び氏名又は名称					
	摘 要					
種 付 年 月 日		月 日	月 日	月 日	月 日	
種付証明書	発行年月日					
	番号及び契印					
子 畜	性					
	生 年 月 日					
	摘 要					

備 考

1. この帳簿には、自然種付けに関する事項を記載すること。
2. 10月31日までにこの写しを（社）日本馬事協会に提出すること。
3. 家畜改良増殖法施行規則様式別記第四号その二を用いてもよい。

様式第8号の3

(人工授精用精液の注入に関する事項)

種 付 し た 雌	番 号					
	馬 名					
	家畜登録機関名 及び登録番号					
	種類及び品種					
	毛色及び特徴					
	生 年 月 日					
	血 統	父				
		母				
	飼養者の住所 及び氏名又は名称					
	注 入 精 液	注 入 年 月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
獣医師・人工授精師名						
精液証明番号						
種 付 証 明 書	発 行 年 月 日					
	番 号 及 び 契 印					
子 畜	性					
	生 年 月 日					
	摘 要					

備 考

1. この帳簿には、人工授精に関する事項を記載すること。
2. 10月31日までにこの写しを（社）日本馬事協会に提出すること。
3. 家畜改良増殖法施行規則別記様式第九号その三を用いてもよい。

様式第9号

平成 年 繁殖成績報告書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会会長殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊞

種雄馬管理規程第13条の規定に基づき繁殖成績を下記のとおり提出します。

種雄馬	所 属				
	馬 名				
	飼 養 場 所				
本年種付頭数					
雌1頭の種付料					
摘 要					
前年種付頭数	受 胎 数				
	不 受 胎 数				
	そ の 他				
	計				
本年度産子数	雄				
	雌				
	計				
摘 要					

注

- (1) 雄馬の所属は、協会有、センター有、道県有、市町村有、その他とする。
- (2) 種付頭数欄の「その他」には、種付後雌馬が死亡したり販売等により受胎未確認のものを記載する。
- (3) 本年並びに前年度供用した全ての種雄馬について記載すること。
- (4) 流死産数は摘要欄に記載すること。
- (5) 飼養場所欄は、市町村名を記載すること。

様式第10号

## 種 雄 馬 事 故 報 告 書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊟

下記の種雄馬に事故があったので種雄馬管理規程第17条の規定により報告します。

### 記

#### 1. 種雄馬

配置番号	馬名	品種	毛色	生年月日	血統	飼養管理者住所氏名

#### 2. 事故の種類

#### 3. 事故の経過

#### 4. 平素の飼養管理状況

#### 5. その他

様式第 11 号

## 種 雄 馬 払 受 申 請 書

平成 年 月 日

社団法人 日本馬事協会長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏名又は名称 \_\_\_\_\_ ㊤

下記の種雄馬は、別紙報告書のとおり種雄馬として供用することが困難な状況ですので、  
廃用処分の際は現地において払下げ願いたく種雄馬管理規程第 19 条の 2 の規定により、払  
受種雄馬調書及び見積書を添えて申請いたします。

### 1. 種雄馬

配置番号	馬名	品種	毛色	生年月日	血統	飼養管理者住所氏名

注

- (1) 様式第 11 号の 2 の払受種雄馬調書を添付すること。
- (2) 様式第 11 号の 3 の見積書を 3 名以上の者より徴し、添付すること。

様式第 1 1 号の 2

払 受 種 雄 馬 調 書				
馬名		品種		
年令		体重		
体高		胸囲		管囲
現 状				
評 価 額	算 定 基 礎			
	1. 生体重 (            kg) × 歩留 (            %)	= 枝肉量	kg	
	2. 時価相場 (消費税込み)	採用単価	円	
	A    ○月○日○○市場 1 kg 当り価格		円	
	B    ○月○日○○市場 1 kg 当り価格		円	
3. 諸経費 (消費税込み)		円		
A    輸送費 (○○～○○)		円		
B    と場経費		円		
C		円		
4. 枝肉量 (            kg) × 単価 (            円)	－ 諸経費	= 差引額	円	
都道府県畜産課 (家畜保健衛生所等)				
技術史員    氏名 _____ (印)				

注

- (1) 現状欄には、払受申請書を提出する時点における当該種雄馬の健康状態（瘦削、肉付き、毛艶等一般外貌）、生理、種付及び産駒成績等の状況を具体的に記入すること。
- (2) 算定基準の時価相場は、最寄り市場、と場における当該種雄馬と同等の年令、疾病等を勘案した額とする。
- (3) 調書作成者は、地方公共団体職員とする。
- (4) 見積りに当たっては、馬名、品種、年齢、体重を公表すること。

<h2 style="margin: 0;">見 積 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">社団法人 日本馬事協会長 殿</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">住 所 _____</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">氏名又は名称 _____ ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">下記のとおり見積りします。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">見積額一金 円也 (消費税込み)</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">見積内訳</p>	
馬 名	
品 種	
年 令	
生 体 重	kg
歩 留	%
枝 肉 量	kg
枝肉 kg 単価	円 銭
摘 要	

注

- (1) 見積に当っては、馬名、品種、年齢、体重は公表された名称、数値を使うこと。
- (2) 見積に当っては、摘要欄以外は全て記入すること。

## 特別賦課金賦課等徴収規程

昭和 50 年 7 月 1 日設定

平成 5 年 4 月 1 日改正

平成 14 年 3 月 18 日改正

平成 17 年 11 月 1 日改正

平成 19 年 7 月 1 日改正

(総則)

第 1 条 社団法人日本馬事協会（以下「協会」という。）は、協会の種雄管理規程第 3 条の会員等に同第 5 条の規定により、同第 2 条の種雄馬を配置したときは、配置を受けた会員等に対し、協会の定款第 8 条の規定に基づき特別賦課金を賦課することとし、賦課金の額その徴収の方法は、この規程の定めるところによる。

第 2 条 会員等は、前条の特別賦課金を協会へ納付しなければならない。

(賦課金の対象)

第 3 条 特別賦課金を賦課する対象の種雄馬は、毎年 7 月 1 日（以下「基準日」という。）現在に配置してあるものとする。

(賦課の免除と事務手数料の徴収)

第 4 条 協会が借受けて会員に配置しているセンター等有馬及び寄贈を受けた協会有種雄馬については、賦課の対象としない。

2 前項の賦課の対象としない種雄馬にあつては、別途事務手数料を 1 年 1 頭当たり 10,000 円を徴収する。（ただし、平成 17 年度新規貸付馬から対象とする。）

3 国又は地方公共団体に配置又は管理を委託している協会有種雄馬については、賦課の対象としないことがある。

4 配置先の責に帰し得ない種付事故等により種雄馬としての機能を全く発揮し得なかつたと協会会長が認めたときは、特別賦課金の徴収を免除することがある。

(賦課金)

第 5 条 賦課金は、対象種雄馬の購買時の購買価格（評価額の場合を含む。）を基準として算出する。

(農用種雄馬の賦課金)

第5条の2 農用種雄馬の賦課金は、次の各号の賦課率による。

- (1) 購買配置後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは毎年3%
- (2) 購買配置後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは毎年2.5%

(乗用種雄馬の賦課金)

第5条の3 乗用種雄馬の賦課金は、次の各号の賦課率による。

- (1) 購買配置後第1回目の基準日から第3回目の基準日までは毎年1.5%
- (3) 購買配置後第4回目の基準日から第6回目の基準日までは毎年1.0%

第6条 第2条に該当する会員は、毎年9月30日までに協会の発行する納付通知書により特別賦課金を納付するものとする。

付 則

この規程は、昭和50年7月1日から実施し、昭和50年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、平成14年3月18日から実施し、平成14年1月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成17年11月1日から実施し、平成17年度新規貸付馬から対象とする。

付 則

この規程は、平成19年7月1日から実施する。